

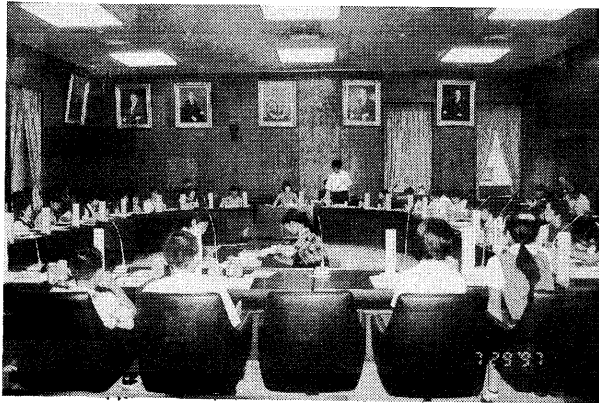
子どもの権利条約



題字イラスト／土田 義隆

(目次)

- ◆受けとめて子どもの声
——子ども国会開かれる……………1
- ◆子ども国会宣言……………2
- ◆子どもの情報アクセスに
“画期的な前進”……………3
- ◆子ども国会論議が
少しでも生かせれば……………3
- ◆学校への子ども参加……………4
- ◆神戸須磨事件を考える……………5
- ◆条約(検証) 第7回
——学校現場は権利条約を
どう受けとめてきたか……………7
- ◆子どもの権利条約フォーラム'97……………8



参議院の議場に集う子どもたち

「子ども国会」が参議院五〇周年記念事業の一環として七月二九、三〇日に参議院で行われた。

ここでは、国立国際子ども図書館設立推進議員連盟(会長 村上正邦参議院議員)がまとめた実施要綱(案、その後参議院に設けられた各党派によって構成される「子ども国会企画委員会」(座長 矢野哲朗参議院議員)で七回にわたる検討の結果、まとめられた企画案(参院案)と実現までの経過をふり返りたい。

子ども国会
開かれる

受けとめて
子どもの声

子ども国会はどう企画されたか

議連案では各都道府県五名(計二三五名)と残り一七名の二五二名を選出するとしていたが、参院案ではこの一七名を東京都、大阪府など小・中学生の人口が多い一七都道府県に割り当てた。検討段階では一七名を全国選出とする案や各都道府県四名(計一八八名)とし、全国六四名と合わせて二五二名とする案もあったが採用されなかった。

また応募単位が個人からクラスやスポーツクラブ等の団体に変わり団体で選考された後に代表者を議員として選出することになった。

これによって学校からの応募に偏ると思われたが、その他の応募もまったく排除されることなく受け付けられたようだ(応募状況は後述する)。

応募対象が小五から中三までとなり、高校生が含まれないのは議連案も参院案も変わらなかった。小学生から高校生までだと年齢差が広がり議論がかみ合わなくなると考えられたようだ。

国籍を問わないことや男女比、年齢比、障害をもつ子どもへの配慮が求められた。

受付は都道府県の教育委員会となった。

子ども議員の選出

応募は五月二日から六月五日まで行われ、全国から一七三一団体が応募した。ポスターによる小中学校への広報のばらつきもあってか、応募数が一ヶタのところが一ヶ県あったが、三ヶ県も二ヶ県もあった。応募が定数の五だった県もあったが、偶然なのかは分からない。選考は障害をもつ子どもへの配慮をした他は抽選したようだ。団体から代表者が選出され、年齢比は小五が三七名、小六が九〇名、中一が三二名、中二が三四名、中三が六〇名。男女比は男一一一名、女一四一名となった。小六と中三で五分の三を占めている。

子ども議員に対しては、あらかじめ参議院で決められたテーマ別委員会(一、自然と環境 二、お年寄りや体の不自由な人たちのふれあい 三、世界の国々や人々との関わり 四、学校・あそび・友だち 六、未来と科学 七、ふるさと、街づくり)の希望と自己紹介文を書いてもらった。その結果、自然と環境が一〇五名で四つの委員会に、お年寄り一五五名で二つに、学校一が四〇名で二つに、世界一、未来一、ふるさと一がそれぞれ二六名、一一二名、一四名で各一つの計一一の委員会が構成

された。委員会はそれぞれ、委員長、副委員長、書記を決め、正副委員長二名によって正副委員長打合会を構成し議長団三名を選出した。正副委員長、書記は立候補が多く、ジャンケンや選挙で選ばれていた。各委員会には参議院事務局のうち、委員部と呼ばれる実際の委員会の進行補助職員と調査室と呼ばれる政策スタッフのなかでも若手を中心に子ども議員に対するアドバイザー、連絡などをしていった。参議院議員も各一名出席していた。

子ども国会の開催と進行

一日目（二九日）の委員会では一人ひとりが自己紹介と意見発表を行った後、意見交換となり、自由に発言できたが、活発なところあれば静まり返るところもあり、委員長が一方的に意見を述べているところもあった。夜の歓迎会の後、委員長、副委員長、書記と担当の調査室職員が委員会ごとに翌日の本会議での委員長報告を作成するための打合会をした。原案は職員がつくっていたようでもあったが、子どもが一生懸命にパソコンを入力する姿も見られた。

二日目（三〇日）は本会議。三部構成で一部の自然、ふるさとには石井道子環境庁長官、二部のお年寄りには小泉純一郎厚相、三部の学校、世界、未来には小杉隆文相が出席した。それぞれ委員長報告の後、事前の通告に従って子ども議員が次々と意見を述べた。時間になると打ち切られ、大臣が感想を述べた。二部と三部の間

で正副委員長による「子ども国会宣言案」についての協議が行われた。三部の文相の感想の後、宣言の提案が行われ、拍手で採択。橋本龍太郎首相のメッセージで終了した。

各大臣の「感想」は言葉どおりで、子ども議員の意見に対する直接の「答

子ども国会宣言

私たちは、この二日間の子ども国会の議論を終えるにあたって、私たちがこれから生きていく二十一世紀を、未来を、よりすばらしいものにするために、また、世界中の子どもたちが平和で豊かな生活ができるようになるために、次のことを宣言します。

一、自然と環境

自然と環境の悪化は、私たち子どもにも見逃せない問題です。

森林等、大切な地球の自然を守るため、ゴミ問題など身の回りの環境問題を一人一人が自分自身の問題として受け止めて環境保全に取り組んでいきます。

二、ふるさと街づくり

私たちは自分の住んでいるところが大好きです。ふるさとに対する誇りを大切に、それぞれの土地にふさわしい特色ある街づくりを考え、地域でのふれあいを深めます。

弁」にはほとんどなっていないかった。はじめての「子ども国会」。それも準備に半年もないなかでの参議院をはじめ、教育委員会などの関係者の活躍は大いに評価しなければならぬ。各自自治体で行われている「子ども議会」と決定的に違う点が行政でなく立法機関が「子

三、お年寄りや体の不自由な人たちのふれあい

お年寄りや体の不自由な人と努めてふれあい、その要望、意見に耳を傾け、お互いの心の通じ合う、みんなが不自由を感じることはない平等な社会をつくる努力をします。

四、世界の国々や人々との関わり

世界の人々との交流により相互理解を深めるとともに、日本のことをよく知り、諸外国の問題と共に解決していくよう考えていきます。

五、学校、あそび、友だち

いじめへの知らんぷりはいじめと同じです。学校のみならず勇気を持って一緒に考えて、友だちとなつて差別やいじめに立ちむかいます。

また、学校は勉強だけでなく、様々なふれあいの場です。友だちと一緒に生活することによって本当の自分を見つめます。

六、未来と科学

未来の科学が、私たちの暮らしを豊

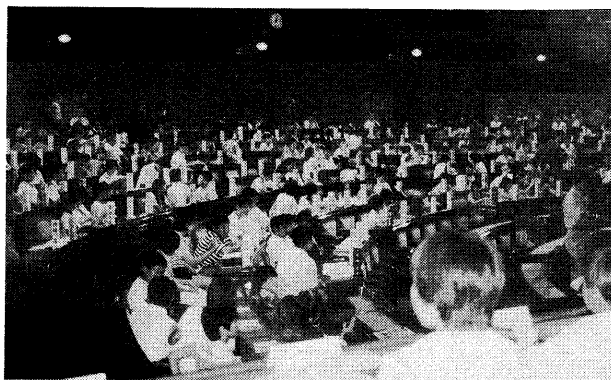
ども議会」を実現したことである。子ども議員の意見は議事録にまとめられ、報告書もつくられるが、何よりも実際の議員による企画・実行で行われたなかでの意見・主張がどのように政策立案に反映されるのかを見守りたい。

（菅源太郎）

かにし、世界の平和につながるような人の心を育てるよう努めます。

私たちは、すべての子どもたちが希望に満ちた暮らしを送ることができ、には、もっと大人の理解が必要だと思います。国会議員や政府のみなさんには、子どもの未来のため、私たちがより能力を発揮し、充実した少年少女期を送ることがするために私たちの宣言を国政に反映していただくようお願いしたいと思います。

この「子ども国会」は、私たちみんなにとって一生の思い出になりました。ここで知り合った仲間とはずっと友だちでいたいと思います。私たちはこの二日間の経験を通じて、政治がどれだけ重要かということをおぼろげに学び、私たちの国日本をはじめ、世界を大事にしなくてはならないという気持ちの前より強くなりました。ここでの貴重な体験をほかの多くの子どもたちにも経験してもらいたいと思います。そのためにも「子ども国会」が今後も引き続き行われることを期待します。



委員会で議論する子どもたち

子どもの情報 アクセスに 画期的な前進

今回の子ども国会で注目すべき事の一つに、子どもの権利条約ネットワーク「けいじばん?」に関わっている子どもの取材が許可されたことがある。これまで国会の取材は、新聞社および出版社等のいわゆるマスコミに限られていた。子ども国会に關しても、最初はこれまでも同様に「民間団体および子どもは取材できない」という対応だった。しかし子どもの権利との視点

から考えるに、やはり、子どもに關わる問題に關して子どもの情報へのアクセスが保障されるべきである。基本的に国が今回のような子どもに關わる何らかの行事をする時また決定を下す時は、子どもおよび子どもに關する民間団体に対して、情報を正當にかつ正式に得られることを保障されるべきである。この視点から、前々号子ども国会について取材させていただいた肥田美代子議員に意見を求めるとともに、参議院議員広報室に対して直接の働きかけによる取材要請をした。内容としては、以上のような子どもの権利の視点から今回の子ども国会を、子ども自身が取材することを保障するべきであるというものだった。その可否は最終的に審査を受け、約一週間の後に正式に許可となった。

「けいじばん?」編集スタッフは総人数七名で、各委員会へ分担しての取材を中心に委員会のテープ録音、写真撮影を行った。その報告は、「けいじばん?」三号にて詳しく行う。

子ども国会でまず目を引いたのは、全国新聞教育研究協議会の子どもたちである。この子どもたちは子ども国会新聞を速報という形で情報提供していた。このような形でも子どもたちの参加が認められていることにも驚かされた。

子ども国会で他の取材者との差別および制約なく取材できたことは、大きな進歩であると考えられる。しかし、今回は、子ども国会という特別なイベントだったために、例外的に許可され

たのだろう。しかし、何にしても子どもの情報へのアクセス権は保障されるべきである。そして今回子どもたちが取材したことにより「前例はできた」わけである。最終的には議会側の対応がこれまでと変わるとは思えないが、今後さらに子ども・市民が議会へ何らかの形で意見表明・参加できる方法が今後も模索していく必要がある。

(勝本浩司)

子ども国会論議 が少しでも 生かせれば

近田賢吾(けいじばん?スタッフ)

ぼくが傍聴した子ども国会の第七委員会(世界の国々や人々との関わり委員会)ではさまざまな意見が飛び出していた。いくつか例を挙げてみると、その国(どこでもいいが)の人と付き合うためには、その国の言語をマスターするとコミュニケーションがとれると思う。だから、英語だけでなく、数カ国語の授業をえらべるようにして欲しいという意見や、日本は世界の最先端の技術を持っているから、その技術を提供しなければ、世界の国々と友好な関係は持てないという意見もあった。ただ、一人一人の発言の内容は、本當に本人が作ったのかという疑問点が残った。なぜ、そう思うのかというところ、内容の言葉が変に難しかったり、文章

を棒読みしているような言い方もしばしばあったからだ。

意見交換では、米軍基地問題や北方領土問題等についての意見が出ていた。米軍の基地問題については、日本政府は安保の撤回もしくは改正を行うべきだという意見や、「北富士の演習場への移転・反対」と自分の近くの駅でさけんでいるのを聞いて、もっと本土の人

も沖縄の人達の気持ちを考えてあげ

べきだという活発な意見も出ていた。北方領土問題については、「返せ」とさけぶべきではない。それはあの島が返ってきて意味があるのか、それにあの島々は本當に日本のものなのか、そしてあそこには、ロシアの人々が住んでいるからだという発言もあった。しかしながら、意見はポツリ、ポツリとしか出ていなかった。しかし、インタビュールした人の中には、「みんなすばらしい意見を持っていて自分もすごく勉強になった」という意見もあり、意見がなくて静まる事はほとんどなかった。

自分の素直な感想を言えば、あの場に来ていた子どもの意見は本音なのかどうかはわからないが、それなりの意見は出たと思う。しかし、この「子ども国会」が一回きりで終わるならイベントにしかすぎなかったと思う。でも、この第七委員会での話し合いが少しでも生かせれば有意義なものになると思う。そして、この意見の内容や子ども議員が発言した理由を考えて、今後、役立てて欲しいと思う。

学校への子どもも参加

“チャイムのない”学校づくり

第1回学習講座の議論から

「校則も学校行事も、生徒が考え、実行する／」—そんな「子どもが主人公の学校づくり」が十勝の中学校で始まっています。

七月二五日、川崎市国際交流センターで開かれた第一回学習講座および子どもの権利条約プレフォーラム'97では、北海道士幌町中央中学校の八年間の取り組みが報告されました。報告者は推進役の一人である教諭の和田真也さん。静かな口調で、淡々と語る和田さんからは、中央中学校教職員たちの子どもに対する「熱い想い」が伝わってきます。この日の参加者は約五〇人。それぞれの立場で、報告に聞き入りしました。

先ず教師が

舞台から

降りよう!!

「生きる力や学ぶ力は、従来の管理的・主観的教育からは育たない。真に子どもを主人公にするには、先ず、教師が舞台の中央から降りよう！すべて、学校（教師）が決めていたのでは、子どもたちに、自主・自立の力など育つはずがない。」

長い間の議論の末、たどりついたのが、それまでは、「あたり前のこと」とされてきたことからの意識の転換。学校変革の第一歩は、「教師の意識改革」から踏み出したのです。

九年前までは、細かい校則が子どもたちを縛りつけていたという中央中の「子ども参加」のスタートは、生徒会・学校・PTAの三者協議による「校則（生徒心得）の見直し」から。その結果、「上からのルール」は消え、「改変権を持つルール」が誕生しました。後は、次々と子どもたちを縛っていた校則が廃止されていきます。自転車通学の許可制、頭髪や服装の検査、さらにはチャイムまで、「時計を見て自分で動くう！」まさに、自主・自立の行動です。

冒頭で話された和田さんの言葉を思い出しました。「学校には、捨てるべきものがある。」—なくても困らない不要なものを、学校は、なんとたくさん抱えてしまっていたのでしょ！

動き出した 子どもたち

身軽になった子どもたちは、動き出しました。体育祭・文化祭、入学式・卒業式そして修学旅行まで、自分たちで計画し実行していきます。一年がかりで生徒憲章も制定しました。

教師の役割は、良きアドバイザーであり、パートナーであること。そして、子どもたちの計画と実行を保障すること。さらに和田さんは続けます。「目指すべき方向はぼんやりわかっていて、

道は誰も知らなかった。だから何度も壁にぶつかっては悩み、もがいてきた。けれども、子どもたちが目を輝かせて生き生きと活動する姿は、私たちの取り組みの道標になったし、エネルギー源になった。だから私たちの実践は、生徒たちとのキャッチボールの中で生み出されたものである」と。

広がりつつある “学校づくり ネットワーク”

参加者の一人である十代の若者は「学校の先生から待つとか信じるという言葉を聞いたのは驚き。一番の根幹にあるのは信頼関係。学校には非民主的なイメージがある」と感想を述べ、大人の側からは「五日制導入の中での話し合いの時間の確保は？」などの質問が出され、教師が抱える問題点があらためて浮き彫りになりました。

中央中学校が目指すのは、「かけがえない楽しい場所としての学校」

今、十勝では、この実践から生まれた「子どもと教師の学校づくりネットワーク」の輪が着実に広がっています。

（小平由紀）

小特集

神戸須磨事件を考える

へ十代から

コミュニケーションの大切さ

露木浩子（高校生）

私はこの事件で殺されてしまった君もかわいそうだと思うけど、容疑者の「酒鬼薔薇」君もかわいそうな人だと思う。

彼は、なぜあんな事をしてしまったのだろう。誰か気がついて彼を止めることはできなかったのか。親はどうなのだろう。親子で普段からコミュニケーションがとれていれば、このような事が起こる前に気がつき、止めることもできたのではないかな。

「子どもを育てる」という事は、食べ物を与え、肉体的に生長させるだけでなく、世の中で生きてゆくための義務、やってはいけないこと、自分で考えること、自己責任などの精神的な面も教えないといけない。それを教えるためには、子どもに自発的に行動をさせ、親は陰で見守り、子どもだけでは対処できないようなトラブルが起きた時、起こした時にフォローし、そこ

で「このようなことは、やってはいけないことなんだよ。このようにやる方がいいと思うよ」と教えればいいのだと思う。

また、それを行っていくことで、子どもは親を「自分を愛してくれていて、自分の未熟なところを守り、育ててくれる信頼できる大切な人」と認識できるようにになるのだと思う。

現在、人とコミュニケーションをとるのが下手な人が多いように思える。

それは、親子の間でも同じだ。「良い子ども像」「良い父親像」「良い母親像」というイメージが世間一般にあり、そのイメージにしばられている人も多くいるのでは。そんな人は、自分の個性、本音を出すのをとても怖れている。自分の個性・本音を理性でおさえ、「良い人」と見えるように自分をつくっている。そのうちに、本当の自分を見失な

ってしまふ。

私は、そんなイメージにとらわれずに、自分の思ったように、やりたいように、自分の「心」に正直に行動する方が大切だと思う。

人間という生き物は、他の人間の「心」は見ることはできない。だが、自分の「心」は見れる。自分の「心」を真っすぐ見て、正直に行動できるようにすれば、多少は他人の「心」を想像することはできるのでは。

他人とコミュニケーションをとる時に大切なことは、「他人のことは分から

へ弁護士から

神戸須磨事件と子どもの権利

津田玄児（ネットワーク代表委員）

子どもの権利条約は、すべての子どもに、成長・発達を遂げる権利を保障し、困難に陥った場合には、適切な保護・援助を規定しています。犯罪を犯したとされる子どもは、成長・発達の上できびしい困難に陥っている。最も保護・支援を必要とする者です。少年法はこうした子どもに、冤罪の汚名を

ない」ということを前提にして話すことだと思ふ。他人のことは分からないから、自分のことを話すときは、相手にちゃんと伝わるように説明すること。他人のことは分からないから、自分が分かるように説明してもらふこと。

また、相手に自分の意見を押しつけないことも大切だと思う。人それぞれ生き方も違うし、性格も違うし、考え方も違う。だから、コミュニケーションをとる必要があるのだし、コミュニケーションをとるのが楽しいのだ。

着させず、攻撃による打撃から回復させ、社会復帰をさせる役割を担う、保護・支援に関する法です。

犯罪についての捜査・裁判の手続は、被疑者・被告人の尊厳を脅かします。それから子どもを守るためには、まず適正手続の権利が必要です。無罪の推定を受け、弁護人の援助を受け、身柄

拘束が制約されることなどが大人と同様に保障されます。しかし子どもの裁判においては、この適正手続は更に、成長・発達を損なわない保障としても役割を担います。子どもの最善の利益を脅かすことも許されないのです。本人であることを推知させる写真・記事の掲載禁止、取調べへの必要な援助者の立会い、拘束の最後の手段として最も短い適当な期間への限定、拘留にあつたての鑑別所の活用などは、こうした配慮に基づくものです。

神戸須磨事件ではこうした子どもの権利の保障は残念ながら万全ではありませんでした。以下、項目的に問題を指摘し検討の素材を提供します。

第一に、裁判の結論が出ないうちから、顔写真の掲載だけでなく、警察が垂れ流す資料が流布され、本人がどこに住み、どのような家族と生活し、どのような生育歴をたどり、どのような心境で犯行に至ったのかを、好き勝手に解釈した異常ともいふべき攻撃が、容疑者である一四歳の子どもと家族に集中しました。

第二に、警察は、「見込み」で簡単に少年を逮捕し、代用監獄に収容し、警察の内規で認められている取調べへの弁護人の立会いを拒否し、再逮捕するなどし、自白を強要し、それを土台に証拠を集める、厳に禁止されている捜査を行った疑いがあります。適正手続に違反し、最善の利益を脅かす運用です。

第三に、何一つ明らかでないのに、

許せないという感情を利用し、少年法が邪魔だといわんばかりの、「改正」論議が煽られています。

第四に、この事件は、「透明な存在」への共感が揺がり、非行を防止するために必要な「有意義な生活」や「人格の尊重」などの環境が保障されていないことを推測させるSOSでもありません。それなのに、そうした原則を基調とするリヤドガイドラインによる、現実の点検が、責任あるマスメディアを

研究者から

神戸須磨事件報道と子どもの権利条約

佐々木光明（三重短期大）

子どもの権利条約は、マスメディアの果たす役割が重いことを十分に認識している。だからこそ、子どもの成長と発達を尊重する気運を高め、そうした文化的価値の創造をマスメディアに求めているのである（条約17）。一方、そうした気運や文化を壊しがちなことも知っており、非行を犯した少年について、その手続きのすべての段階でプライバシーが尊重されることを求めている（条約40-2-b）。日本政府報告書は、これらの点についておおむね問題はないと報告している（パラ270）。

しかし、「凶悪事件ならば許される」「国民の知る権利だ」と強弁する一部マスメディアは、相変わらず「国民の声」をかざして少年の実名・顔写真を報道して

含めて、提起されないままに終わっています。

第五に、国家権力の行使を監視し、困難に陥った子どもを共に育て上げる責任を負うマスメディア（子どもの権利条約一七条）が、その本来の役割を十分に果たさないで、集中攻撃に参加し、子どもと家族を追いつめ、一部では改正論にまで加担するという、期待に反する役割を果たしています。

いる。神戸須磨事件報道からあらためて日本のマスメディアの課題を考えてみよう。

「土師淳君殺害事件」「淳くん惨殺事件」「小6男児斬首事件」神戸須磨区で起きた事件の名称のいくつかである。犯罪報道のなかでも事件名は、報道する側の姿勢を映し出す。また、社会的反響形成の一つの要因にもなる。事件名から凄惨さをイメージできるものにして、被害者を強調することで犯行への憎悪をかき立てる。従前から繰り返されてきたことだが、今回も被害者の小6の子どもの名前を明記し、大写真の写真を繰り返し流し続けたことは、凄惨さと猟奇性に対する憎悪の感情を高めるには十分だった。もっ

とも、一方でそうした事件報道が、被害者やその家族に対する報道上の配慮や被害者の人権への問題意識を決定的に欠いている、という報道の現況も見とれたにちがいない。

被害者の報道のあり方の再検討を機に、被害者と家族の心理的ケア、地域生活での支援のあり方など、犯罪の被害者ならびにその家族の人権の尊重のために何が重要なのか、十分に検討される必要がある。

また、逮捕された少年に対して、報道は、本人やその家族のありようから学校生活の細部にわたるまで、残忍な少年像を高めることに終始した。少年の顔写真報道についても、少年を知るために不可欠だとウソぶいたが、それを納得させるものは何もなかった。

いま、マスメディアには、裁判官になる（ベーパートライアル）ことをやめ、冷静に捜査の進展を監視する姿勢が最も必要であろう。子どもの権利条約の適正手続を持ち出すまでもなく、警察規則の犯罪捜査規範は、子どもの捜査は成人にまわして慎重に行われるべきだとしている。マスメディアは、その適正な実施に注意を払う社会の目であってほしい。少年への厳罰要求や法改正をスケープゴートにすることなく、「透明なボク」と「その心の闇」を生み出した現代社会を検証していくためにも、そうした姿勢が必要だ。それが、子どもの権利条約が求める報道姿勢といえるだろう。

学校現場は、権利条約をどう受けとめてきたか

——子どもの人権連調査から

子どもの人権連調査は、一九九七年二月～三月、全国一〇都道府県の幼稚園・保育所、小・中・高校の教職員一四〇〇名を対象にして実施された。この調査では、第一に、学校現場全般に、条約がどう受けとめられてきたのか、教育実践との関わりはどうか、かりに十分に受けとめられていない場合、その理由は何かなどについて明らかにすることがねらい。第二には、幼・保・小・中・高校の校種別に独自の受けとめ方、対応があるのか、について調査。調査結果全体からみた基本的な特徴は、以下の通りである。

(詳しくは、人権連「報告書」一九九七年一〇月刊行予定、参照)

一 学校や保育所の現場では、まだま
だ子どもの権利条約が十分には理解さ
れておらず、積極的には受けとめられ
ていない。

学校や保育所の教職員全体では、子
どもの権利条約の条文すらほとんど「読
んでいない」と答えた人が四八・〇％
にのぼる(Q3)。また、条約に関する
出版物もほとんど「読んでいない」と
答えた人が七六・一％(Q4)と、十
分な理解が進んでいるとはいえない状
況が浮き彫りにされた。職場内では条
約が「話題になる」ことさえほとんど
「ない」と答えた人が六一・〇％(Q
1)、「条約に関する研修」への参加も
三三・〇％にすぎない(Q2)。

二 学校や保育所の現場では、条約の
理念には共感しつつ、具体的な教育問
題では条約の受け入れに戸惑い、ある

いは逆行する意識をみせている。

本調査で教職員が自ら答えていると
おり、学校や保育所の現場に子どもの
権利条約が浸透していかない最大の理
由は、「教職員の意識」にある(Q15)。
子どもの権利条約の制定・日本での
発効については、八八・〇％の教職員
等がその意義を認めており(Q11)、そ
の理念に共感しているが、運用上の問
題や個別的問題ではむしろ条約の方向
とは逆行する意識もみられる。たとえ
ば、条約について、「理念的には評価で
きるが、運用上の問題点が多い」と答
えた人は、二四・六％もいる。

また、条約の理念と逆行していると
見られる現実の一つとしては、体罰に
対する受けとめ方があげられよう。「教
職員がしつけ上多少の体罰をすること
はやむを得ないと思いますか」の間に

肯定的な返答(おおいに、やや思う)
をしている人は二六・四％と、全体の
四分の一を占めている(Q17)。

三 学校や保育所の教職員の中には、
子どもや教育の厳しい現実を直視し、
戸惑いつつも、今後の教育の見直しを
はかり、展望を拓いていくために、条
約の理念を生かしていこうという意識
が芽生えている。

条約の制定・発効について意義を認
めている教職員の多くは、(一)「権利の
主体」としての子ども観(五二・四％)、
(二)「権利侵害の改善(五一・四％)、
(三)「保育・教育の見直し(四九・四
％)」に役立つと考えている(Q12)。

とくに、教育の見直しについては、
子どもたちが「学校や園の意思決定に
参加する道を開く必要があるか」(Q22)
について、肯定的に「思う」と回答し
たものが六三・五％、「子どもとおとな
の関係を問い直す必要」を認めたものは
七四・三％にのぼっている。教育への
子ども参加を通して教育改革を進めて
いきたい、という教職員の熱意が伝わ
ってくる。

四 教職員の二人に一人は、次の五つ
の権利が日本の子どものとくに必要で

喜多 明人

あると答えている。

第一位 「障害」を持つ子どもが差別
されないで自立し、社会に
参加する権利(六一・四％)

第二位 差別されない権利(五四・
四％)

第三位 親から暴力や虐待を受けな
い権利(五三・一％)

第四位 人間らしい豊かな教育を受
ける権利(四九・九％)

第五位 自分の問題について自由に
意見を述べ、その意見が尊
重される権利(四九・二％)

第一位から第三位までをみても、差
別・虐待等の権利侵害に関わった「子ど
もの人権」に関心が向いていることがわ
かる。それに「教育権」と「意見表明権」を
加えた五つが、教職員の二人に一人の関
心の持ち方であるといつてよい。

なお、子ども・生徒の側がどのよう
な権利を求めているか。最近の調査で
は、「休息する権利」を求める生徒が六
割を越えており(中野区調査六四・一
％、北海道教職員組合、六〇％)、教職
員の認識と大きくズレている点に注目
しておきたい。ちなみに、教職員側では、
「休息する権利」は、一六・一％と低い。

子どもの権利条約フォーラム'97

地域からの子どもの権利実現

5回目を迎えた子どもの権利条約フォーラムは神奈川県「地域からの子どもの権利実現」をメインテーマに準備をすすめています。
(藤井幹夫・フォーラム'97事務局長)

PROGRAM (予定)

川崎市国際交流センター

11月2日(日) 開場・受付 12:00

◆出会いのセッション「12:30～14:00」

参加者どうしの出会い／開会あいさつ／オープニングイベント

◆子どもアクション広場「14:30～17:30」
全国の行動する子どもたちや外国籍の子どもたちの交流

◆シンポジウム「14:30～17:30」

「地域からの子どもの権利実現」

◆交流会「18:00～20:00」

立食パーティー形式で夕食をとりながら参加者交流

11月3日(文化の日) 受付 9:30

分科会(予定)「10:00～15:00」
文化、参加を共通の視点として

①学校教育への子ども参加②地域社会への子ども参加③多文化共生社会にむけて④少年法と子どもの権利⑤いじめ、不登校と子どもの居場所⑥日本政府報告審査と条約の市民レベルの検証⑦世界の子どもの権利／カナダのアドボケーターによる救済・支援の話⑧ワークショップ「子どもの権利条約入門講座」⑨ワー

クシヨップII暴力、誘拐、いじめ、虐待から子どもを守る実践講座

全体会「15:00～16:00」

各分科会報告／アピール

◆情報市「子どもの権利に関する資料、書籍をかなり網羅的に展示します。」

◆子ども関連のチラシ、パンフなどの情報を自由に入手できるコーナーも作ります。

◆書籍等販売・関係の資料、書籍などの展示即売コーナーを設けます。

*これらのコーナーへエントリー希望の団体は事務局までご連絡下さい。

◆賛同のお願い

個人一口三、〇〇〇円、団体一口五、〇〇〇円から(賛同一口につきチケット一枚を送ります。)

送り先:郵便振替口座 〇〇二六〇一四一八五〇四二 子どもの権利条約フォーラム実行委員会

子どもの権利条約学習講座 第2回

第2回学習講座では、七月二九・三〇日に開かれた「子ども国会」の経過・内容として意義などを、開催準備にあたった参議院の職員、傍聴取材した子どもたちとともに考えていきます。

日時 九月一九日(金) 午後六時三〇分～九時
場所 千代田区立神保町区民館2F

TEL 〇三―三三六三―〇七四一

主内容 「子ども国会の開催」

橋本雅史さん(参議院議事課長)

「子ども国会を傍聴して」

「けいじばん?」の子どもたち

季刊教育法

110号 2000円

教育基本法50年

憲法 中村睦男 教育基本法 成嶋隆 児童福祉法 山村和之 文部省設置法 前山早苗 教育職員免許法 土屋基規 国立学校設置法 戸波江二 社会教育法 鈴木真理 博物館法 大堀哲 私立助成関係法 櫻井敬子 義務教育費国庫負担法 三輪定宜 へき地教育振興法 小島喜孝 政治的中立確保法 飯田和 学校給食法 日本学校給食会法 新村洋史 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 内野正幸 学校保健法 竹内俊子 スポーツ振興法 小笠原正 国立学校特別会計法 小川正人 大学の運営に関する臨時措置法 塚田真二 給与特別措置法・人材確保法 佐藤修司 日本育英会法 高津芳則 日本体育・学校健康センター法 喜多明人 生涯学習振興法 森部英生 宗教法人法 山口和孝 自治体条例 大島佳代子 機械法令のない教育制度 下村哲夫 戦後教育立法史年表 本多正人

教育基本法50年 これまでとこれから
教育基本法の理念と目的(上) 平原春好

エイデル研究所

東京都千代田区九段北
4-1-11 5F
TEL 03-3234-4641

『子どもの権利条約』No.33 1997年8月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク
〒105 東京都港区海岸
1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月・金曜日/午後1時～午後6時)

★発行人 喜多明人

★編集人 荒牧重人

★年会費 4,000円

学 生 2,000円

18歳未満 1,000円

定期購読 5,000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 株第一プリント